

## 栃木県立博物館における科学研究費の不正防止計画

栃木県立博物館における科学研究費の不正使用を未然に防止し、適正な管理・監査を行うため、「栃木県立博物館における科学研究費の不正使用防止に関する基本方針」に基づき、以下のとおり不正防止計画を定める。

なお、本計画は、計画実施の進捗状況等を検証しながら、随時見直しを行うものとする。

不正発生要因	防止計画
会計ルールを理解不足	・ 研究費の適正利用に関するコンプライアンス教育等により、会計ルールの周知を徹底する。
科学研究費に関する規範意識が低い	・ 研究費の管理・運営に関わる職員に誓約書を提出させ、会計ルールの遵守などを誓約させる。
責任体制や権限が十分周知されていない	・ 責任体制や権限を明確化し、文書や庁内ラン等により、関係職員への周知を徹底する。
納品検収業務の形骸化や役務契約等の検収の不徹底	・ 検収担当の業務の意義・重要性や具体的方法等の理解を深め、検収の実効性を高める。
研究者と取引業者との癒着	・ 取引業者に対し、誓約書の提出を求め、不正行為に協力しないよう誓約させる。 ・ 事務部門は、特定の業者・特定の品物に取引が偏っている場合は、理由を確認する。
研究計画と予算執行の不整合	・ 事務部門は、随時、予算執行状況について確認し、研究計画に沿った執行を促す。
内部監査の実施が不徹底	・ 定期的及び必要に応じ、適切な内部監査を実施し、不正行為の未然防止や早期発見に努める。